

令和5・6年度  
入札参加資格審査申請

提出の手引き

建設工事  
測量・建設コンサルタント  
役務提供  
物品  
( 共 通 )

泉 大 津 市  
総務部総務課

## 目 次

受付案内	3P
1. 資格要件	5P
2. 申請の制限	6P
3. 注意事項	7P
4. 申請書提出後の予定	7P
5. 変更届について（登録完了後）	8P
6. 資格の停止と抹消	8P
7. 問合せ先	8P

## 令和5・6年度分入札参加資格審査 受付案内

令和5・6年度に泉大津市が発注する、入札（見積り）参加資格申請の受付を下記の通り行います。

**受付期間** 令和5年1月10日（火）～令和5年1月27日（金）

**審査基準日** 令和5年1月10日

**登録有効期間** 令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間

**登録業種** 建設工事、測量・建設コンサルタント、役務提供、物品  
**【4業種】** ※建設工事と測量・建設コンサルタントは重複申請不可

### 前回からの変更点

#### ▼申請受付方法が変わります

これまでの紙申請から、インターネットを利用した電子申請に変更します。

申請書や申請に必要な書類を泉大津市ホームページからダウンロードし、その後作成した書類をインターネットの専用申請サイトにアップロードする方法です。

申請サイトは、期間中24時間利用可能です。

業者登録するすべての事業者（法人、個人）が対象となります。

令和3・4年度分まで	紙申請
令和5・6年度分以降	インターネット電子申請

#### ▼システム利用料がかかります（変更申請時は不要）

市内業者、準市内業者※	無料
市外業者	有料 （1業種あたり1,500円）

※準市内業者：登録する委任先の支店、営業所等が泉大津市内にある業者

#### ▼支払方法について

クレジットカード、コンビニ、ペイジー（ATM限定）のいずれかでお支払ください。

申請登録後、システム内に支払画面が表示されますので受付期間中にお支払ください。

市役所への直接のお支払はできません。

▼電子申請について

電子申請の流れについては、別添「電子申請の概要」をご確認ください。  
申請手続き、支払い手続きは、受付期間内に完了させてください。

電子申請の概要（泉大津市ホームページ内）

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/somu/somu/keiyakukensa/tantougyoumu/keiyaku56/9885.html>

▼電子申請サイト（外部サイト）

入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY（外部リンク）

<https://bid-entry.com/>

# 1. 資格要件

申請者は次のすべての要件を満たしていること

(1) 本市の入札及び契約等において次の項目に該当すると認められた者で、その事実のあった後2年間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでの一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下

「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 法人税、所得税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (7) 「建設工事」を申請する者は、建設業法第3条の規定に基づく許可を受けていること。
- (8) 「測量・建設コンサルタント」を申請する者は、その営業について必要とする登録及び規定により登録することができるものについては必ず登録を受けていること。
- (9) その他法令等の規定によりその営業について免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (10) 資格審査基準日(令和5年1月10日)現在において、1年以上当該希望業種の営業を行っていること。
- (11) 「建設工事」を申請する者は、資格審査基準日現在において、有効な経営事項審査(建設業法第27条の23)を受審していること。
- (12) 「建設工事」を申請する者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

## 2. 申請の制限

- (1) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」は重複して申請できません。
- (2) 申請できる業種は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」及び「物品」については、**大分類にて3業種までとし、「役務提供」については、大分類にて2業種までとします。**
- (3) 一人の代表者は、**複数の会社の代表者を兼ねて申請することはできません。**
- (4) 営業所(受任者)ごとに扱う業務を異にする等の理由で、一つの業種に同じ会社が重複して申請することは禁じます。

### 3. 注意事項

#### (1) 申請時についての注意事項

- ア. 申請の際に提出する各種証明書は、資格審査基準日から遡って**3箇月以内**に発行されたものに限ります。
- イ. 申請書提出完了後、システムから受付メールが届きますが、この段階では申請は完了していません。後日、審査により承認のメールが届き申請は完了となります。不備がある場合は、その旨を記入したメールが届きますので、指定する日までに再提出をお願いします。指定日までに完備されない場合は、登録を認められません。
- ウ. 本市では入札参加資格審査申請受付事務を総務課で統一して行っているため、新たに他部局（水道・病院等）へ申請する必要はありません。
- エ. 提出書類及び本市との契約に関する情報（業者ランクを含む）は法令等に基づいて公開することがあります。

#### (2) 希望業種についての注意事項

- ア. 希望業種については、各分類表から選択してください。
- イ. 水道本管工事（概ね口径300mm以下）は「配水管工事」を選択してください。
- ウ. 道路区画線、防護柵、カーブミラー等は「交通安全施設工事」を選択してください。
- エ. 計量証明事業については、「測量・建設コンサルタント」で登録する場合は、建設コンサルタント業務に付随するものに限ることとし、測定・調査・報告のみを主な業務とする場合は「役務提供」で登録してください。（どちらか一方とする）
- オ. 役務提供・物品については、大分類のほか中・小分類の区分コードについても、必ず分類表で希望業種の分類コードを確認のうえ、記入してください。

#### (3) その他注意事項

##### 発注条件等について

今回提出された書類により、新たに会社の経営状況・その他の評価を見直しすること、また従来見積にて随意契約していたものを入札契約へ移行するなど手続き上の見直し、その他諸条件が変わることがあります。従って、過年度において指名実績があっても、必ずしも新年度の指名の対象とならない場合があることを了承の上、申請していただくようお願いします。

##### 入札指名連絡について

令和5年度入札より、指名連絡をメールにて行います。

申請書 A. 本社(店)情報(10)のメールアドレスを使用します。

(委任先がある場合は、申請書 B. 契約する営業所情報(11) のアドレスを使用)

### 4. 申請書提出後の予定

#### (1) 登録について

申請書の受付が完了した方については、資格審査の上、適正と認めた場合にのみ本市に登

録いたします。なお、その結果については登録者名簿の公表をもって通知に代えるものいたします。総務課契約検査係窓口・本市ホームページ（入札参加有資格者名簿）で公表（4月1日予定）いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(2) 格付について

建設工事、コンサルタント業務については、業種ごとに発注金額に対応した格付けを行います。

(3) 建設工事希望者は、建設業法の規定により請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないので毎営業年度経過後できるだけ速やかに経営事項審査申請を行ってください。

入札又は契約締結に際して、有効な経営事項審査結果通知書の提示を求めます。

(5 (4) 参照)

## 5. 変更届について（登録完了後）

- (1) 登録完了後、社名、代表者、受任者、所在地、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は変更申請が必要です。
- (2) 「変更届」様式及び添付必要書類については本市ホームページに掲載予定ですが、時期は未定ですので、泉大津市ホームページまたは申請サイトにてご確認ください。
- (3) 変更申請時に別途システム使用料が発生することはありません。
- (4) 建設工事の「経営事項審査結果通知書」については、それぞれの入札時点で確認するため、更新ごとに送付の必要はありません。
- (5) 登録完了後の合併、営業譲渡等については「変更届」で基本的に処理できないため事前にお電話にてご連絡をお願いします。

## 6. 資格の停止と抹消

- (1) 廃業した場合、申請書類に虚偽の記入があった場合及び参加資格に係る許可・免許・登録を有しなくなった場合は、参加資格を抹消します。
- (2) 前記資格要件に欠格が生じた場合、必要な変更届を提出しなかった場合及び会社更生法、民事再生法の手続き開始の申し立てがなされた場合は、参加資格を抹消することがあります。
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき、資格の停止をすることがあります。

## 7. 問合せ先

泉大津市総務部総務課契約検査係  
泉大津市東雲町9番12号

(電話) 0725-33-1131  
(内線2426~2427・2438)

(FAX) 0725-21-0412 (代表)

(泉大津市ホームページアドレス)

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/>